

市民団体、民間事業者等が行うSDGs
の達成に繋がる取組みを支援します！

SDGsチャレンジ補助金

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



補助対象事業

※対象事業について不明な点がございましたらお気軽にご相談ください！

- ・SDGsに掲げる17の目標のうちいずれかの達成に繋がるもの
 - ・志布志市内で実施されるもの
 - ・新しい取組、またはこれまでの取組に工夫を加えたもの
- ※上記他、市が定めた全ての条件を満たす事業



補助対象者

- 次に掲げる条件のいずれかを満たす者です。
- (1)市内の自治会または市内で活動する団体
 - (2)市内に事務所または活動拠点を有する民間事業者

補助金額等

事業に要した費用によって次の各号に掲げる額とします。(千円未満切り捨て)

- (1)2万円以下 費用の10/10
- (2)2万円を超え15万円以下 2万円または費用の2/3のいずれか高い額
- (3)15万円を超える 10万円または費用の1/2のいずれか高い額 (上限30万円)

申請書類のダウンロードや詳細な情報についてはこちらのQR
コードからご確認いただけます



【連絡・問合せ先】

志布志市役所 総合政策課 政策推進グループ (441・442)
電話 099-472-1111 FAX 099-473-2203 Mail seisakuushin@city.shibushi.lg.jp

SDGs チャレンジ 補助金の申請方法

I 補助金の交付申請

※事業実施前に交付申請が必要です！

1 交付申請 (交付申請者⇒市)	補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、関連書類を添えて、交付申請をします。 (1) 補助金等付申請書（様式第1号） (2) 収支予算書（様式第3号） (3) 事業計画書（別記様式第1号） (4) 申請団体概要書（別記様式第2号） (5) その他市長が必要と認める書類 (市税等の納付状況調査に関する同意書、事業実施に必要な見積書等)
2 交付決定 (市⇒交付申請者)	市は、内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金等交付決定通知書（様式第4号）をもって、申請者に通知します。 ※必要があると認めるときは、交付決定に条件を付する場合があります。
3 事業開始！ (交付申請者)	交付決定後、事業を行っていただきます！

II 事業完了後

※実績報告書の提出期限は、～3月31日まで

4 実績報告 (交付申請者⇒市)	補助対象事業が完了後、関連書類を添えて、実績報告をします。 (1) 補助事業等実績報告書（様式第11号） (2) 収支決算書（様式第3号） (3) 事業実績書（別記様式第1号） (4) その他市長が必要と認める書類 (領収書等の支出の証拠書類の写し、事業のチラシ・写真等)
5 交付確定 (市⇒交付申請者)	市は、内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付確定を行い、補助金等交付確定通知書（様式第12号）をもって、申請者に通知します。

III 補助金請求等

6 交付請求 (交付申請者⇒市)	補助金等確定通知を受けた補助事業者は、市へ補助金の交付請求書を提出します。
7 補助金交付 (市⇒交付申請者)	市は、交付請求を受けた後、速やかに補助金を交付します。
8 SNS等で発信 (市)	市は、SDGsの達成に繋がる市内の活動として、実施事業についてHP等で幅広く情報発信いたします。